



平成21年1月20日

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止処分

処分に関する 九州運輸局自動車運送事業安全監理室
問い合わせ先 担当 田代、宮壽
電話 092-472-2529

平成20年1月12日、本社営業所の所属運転手が大阪市の交差点で右折中に、横断中の歩行者に接触し死亡させたと公安委員会より通知があったので監査を実施したところ、輸送の安全確保に係る違反行為が判明したため、下記のとおり、貨物自動車運送事業法（以下「法」という）第33条の規定に基づき、本社営業所の事業停止処分3日間及び輸送施設（事業用自動車）の使用停止を延べ295日間行うことの命令書を発出しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分又は命令の年月日
平成21年1月20日
2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置
 - ・事業者の名称 : 有限会社 田中商事
 - ・主たる事務所の位置 : 佐賀県三養基郡みやき町大字簗原2264番地14
3. 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置
 - ・営業所の名称 : 本社営業所
 - ・営業所の位置 : 佐賀県三養基郡みやき町大字簗原2264番地14
4. 行政処分又は命令の内容等
 - (1) 行政処分の内容
当該事業者の本社営業所についての処分日車数が340日車となったため、当該営業所を3日間の事業停止及び処分日車数340日車から事業停止分の日車数（3日×15両＝45日車）を引いた余りの295日車を輸送施設（事業用自動車）の使用停止（98日×2両＋99日×1両）
（注）日車＝停止日数×停止車両数
 - (2) 処分期間
事業停止 : 平成21年1月26日から平成21年1月28日まで（3日間）
使用停止 : 平成21年1月29日から平成21年5月 6日まで（2両）
平成21年1月29日から平成21年5月 7日まで（1両）

5. 違反行為及び違反条項

- ① 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示の遵守が不適切であった。
(法第17条第1項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- ② 乗務員の健康診断を受診させていなかった。
(法第17条第1項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)
- ③ 点呼が実施されていなかった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項)
- ④ 点呼の記録がないものがあった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)
- ⑤ 点呼の記録の記載事項に不備があった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)
- ⑥ 点呼の記録の保存がなかった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)
- ⑦ 運行指示書を作成していなかった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項～3項)
- ⑧ 運行指示書の記載事項に不備があった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項～3項)
- ⑨ 運行指示書による運転者への指示を行っていなかった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項～3項)
- ⑩ 運行指示書を運転者に携行させていなかった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項～3項)
- ⑪ 運行指示書を保存していなかった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第4項)
- ⑫ 運転者台帳の記載事項等に不備があった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4)
- ⑬ 乗務員に対する指導監督が適切に行われていなかった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- ⑭ 定期点検整備が確実に実施されていなかった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条第1号)
(道路運送車両法第48条)
- ⑮ 整備管理者の研修を受講していなかった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条第1項)
- ⑯ 運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。
(法第17条第3項)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)
- ⑰ 社会保険等の加入義務者が一部未加入であった。
(法第25条第2項)

6. 監査実施の端緒

大阪府公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
(運送業務中の交通死亡事故)



7. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び管轄区域に係る累積点数（累積点：10日車を1点とし端数は切り上げる）

この行政処分により当該営業所に付された違反点数は34点で、九州運輸局管内における累積違反点数は34点です。